

目次

第1条 対象及び適用範囲	第8条 保証及び表明
第2条 シスコテクノロジーの使用	第9条 責任
第3条 その他の使用条件	第10条 終了及び停止
第4条 料金	第11条 検証
第5条 秘密情報及びデータの使用	第12条 一般条項
第6条 権利の帰属	第13条 定義
第7条 補償	

第1条 対象及び適用範囲

お客様とシスコの間の本エンドユーザライセンス契約（「EULA」）は、お客様のソフトウェア及びクラウドサービス（「シスコテクノロジー」）の使用を対象にします。本書は、お客様が取得するシスコテクノロジーに適用される場合がある製品別規約も組み込みます。定義された用語の定義は、第13条（定義）にあります。

お客様は、本EULAの条件に拘束されることを、（a）お客様のシスコテクノロジーのダウンロード、インストール若しくは使用、又は（b）お客様の本EULAに対する明示的な同意により同意します。

お客様が、本EULAを締結する権限を有しない、若しくはお客様がその条件に同意しない場合、シスコテクノロジーを使用しないで下さい。お客様は、お客様が、ソフトウェアをアップロードソースに返品し、無効化若しくはアンインストールすることを条件として、お客様の最初の購入から30日以内にソフトウェアに対する返金を要求することができます。本段落は、お客様が、アップロードソースとの取引の一環として、シスコとのエンドユーザライセンス規約に明示的に同意した場合には適用されません。

第2条 シスコテクノロジーの使用

2.1. ライセンス及び使用のための権利 シスコは、お客様に、非独占的、譲渡不能（ソフトウェアに関して [Cisco Software Transfer and Re-Use Policy](#) に基づき認められる場合を除きます）の、いずれもアップロードソースから取得する、（a）ソフトウェアを使用するためのライセンス、及び（b）クラウドサービスを使用するための権利を、使用期間中お客様の直接の利益のため、またお客様のエンタイトルメント及び本EULAに従い使用するために付与します（総称して「**使用権**」）。

2.2. 第三者による使用 お客様は、お客様が、（a）当該オーソライズドサードパーティが本EULAを順守することの確保、及び（b）当該オーソライズドサードパーティによる本EULAの違反に対して責任を負うことを条件として、オーソライズドサードパーティがお客様のために使用権を行使することを許可することができます。

2.3. ベータ及び試用 シスコが、お客様に、該当するシスコテクノロジーの、試用、評価、ベータ若しくはその他の無償ベース（「**評価版ソフトウェア及びサービス**」）の使用権を付与する場合、お客様は、ライセンスキーにより制限された、若しくは書面でシスコにより特定された期間に限り、評価版ソフトウェア及びサービスを一時的に使用することができます。期間が指定されていない場合、当該使用は、評価版ソフ

トウェア及びサービスがお客様に提供されてから30日間に制限されます。試用期間が終了するまでに評価版ソフトウェア及びサービス、又は使用が許可された機器の使用の停止及び／若しくは返却を行わない場合、お客様は、その定価を請求される場合があります、当該請求の支払いに同意します。シスコは、その裁量により、いつでも評価版ソフトウェア及びサービスの提供を停止することができ、この時点で、お客様は関連するデータ、情報及びファイルにアクセスせず、またシスコテクノロジーの使用を直ちに中止しなければなりません。評価版ソフトウェア及びサービスは、シスコの通常のテスト及び品質保証プロセスの対象ではなく、バグ、エラー若しくはその他の問題を含む場合があります。シスコにより書面により同意された場合を除き、お客様は、評価版ソフトウェア及びサービスを生産環境で使用しません。シスコは、いかなる問題若しくは事象に対するサポート又は明示若しくは黙示の保証若しくは補償を伴うことなく、評価版ソフトウェア及びサービスを「現状有姿」で提供します、またシスコは、お客様の評価版ソフトウェア及びサービスの使用に関連するいかなる責任も負いません。

2.4. ソフトウェアのアップグレード若しくは追加の複製物 お客様は、ソフトウェアのアップグレード若しくは追加の複製物を、(a) 該当するソフトウェアを対象とするサポート契約に基づき当該権利を取得した、又は (b) お客様が、アップグレード若しくは追加の複製物を使用する権利を別途購入した場合に限り、お客様のライセンスエンタイトルメントを超えて使用することができます。

2.5. ソフトウェアの相互運用 法律により要求される場合かつお客様の要求に基づき、シスコは、お客様が、シスコにより合理的に要求される追加の条件に同意することを条件として、ソフトウェアと他の独自に開発されたプログラムとの相互運用を実現するために必要な情報をお客様に提供します。お客様は、当該情報を秘密情報として取扱います。

2.6. サブスクリプションの更新 サブスクリプションベースで取得したシスコテクノロジーの使用権は、(a) お客様が、その時点の使用期間が終了する少なくとも30日前までに、更新しないお客様の意思を書面でアップロードソースに通知する、又は (b) お客様若しくはお客様のアップロードソースが、シスコに対する初回注文時に自動更新を選択しない場合を除き、お客様若しくはお客様のアップロードソースが、シスコに交付した注文書に記載される更新期間（「更新期間」）自動更新されます。料金の変更がある場合、お客様のアップロードソースは、更新期間の開始前に合理的な期間をもって、お客様に通知します。新しい料金は、お客様が料金の変更を承諾しない旨を、お客様若しくはお客様のアップロードソースが、更新日より前に直ちに書面でシスコに通知しない限り、次の更新期間に適用されます。その場合、お客様のサブスクリプションは現在の使用期間の終了時に終了します。

第3条 その他の使用条件

3.1. シスコテクノロジー全般 シスコにより明示的に同意された場合を除き、お客様は、(a) 譲渡、販売、サブライセンス、収益化若しくはシスコテクノロジーの機能の第三者への提供、(b) ソフトウェアを、シスコにより許可されていない中古若しくは改造されたシスコ機器上で使用、又は特定のデバイスに対してライセンスされたソフトウェアを異なるデバイス上で使用（[シスコのSoftware License Portability Policy](#)で許可されている場合を除きます）、(c) 製品識別情報、著作権、所有権、知的財産に関する通知若しくはその他のマークを、削除、変更若しくは隠蔽、(d) シスコテクノロジーの、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、復号化、逆アセンブル、修正若しくは二次的著作物の作成、又は (e) お客様の許可されたシスコテクノロジーの使用の一環ではないシスココンテンツの使用をすることはできません。

3.2. クラウドサービス お客様は、故意に、(a) 他の顧客の、クラウドサービスへのアクセス、クラウドサービスの使用若しくはそのセキュリティの妨害、(b) サービス拒否攻撃、不正アクセス、侵入テス

ト、クローリング若しくはマルウェア（ウイルス、トロイの木馬、ワーム、タイムボム、スパイウェア、アドウェア及びキャンセルボットを含みます）の配布を含み、クラウドサービスへの攻撃若しくはクラウドサービスの中断の支援、（c）クラウドサービスの運用に悪影響を及ぼす、お客様のクラウドサービスの使用の異常な急増若しくは増加、又は（d）該当するドキュメンテーションで想定されていない情報の提供を行ないません。

3.3. シスコテクノロジーの進化 シスコは、（a）本条で想定される場合を除き、クラウドサービスのコア機能を実質的に低下させずに、クラウドサービスを強化若しくは改善、及び（b）クラウドサービスを提供するために使用されるインフラストラクチャ及びソフトウェアの計画的な保守、この期間クラウドサービスの何らかの中断がお客様に生じる可能性があります、を行うことができます。合理的に実務上可能な場合はいつでも、シスコは、お客様に当該保守の事前通知を行います。お客様は、時折、シスコが、お客様に事前通知を行うことなく緊急保守を実施する必要があり、この期間シスコが、お客様のクラウドサービスへのアクセス及び使用を停止する可能性があることを認識します。

シスコは、Cisco.comにおいて書面通知を行うことにより、コンポーネント機能を含み、シスコテクノロジーの提供を終了すること（「EOL」）ができます。お客様のその時点の使用期間が満了する前にEOLを迎えるシスコテクノロジーのお客様の使用のための料金を、お客様若しくはお客様のアップロードソースが前払いしている場合、シスコは、実質的に類似するシスコテクノロジーにお客様を移行する、商業上の合理的な努力をします。シスコが実質的に類似するシスコテクノロジーを有しない場合、シスコは、EOLが公表されたシスコテクノロジーの前払いされた料金の未使用部分を、お客様若しくはお客様のアップロードソースにクレジットします（「EOLクレジット」）。EOLクレジットは、該当するシスコテクノロジーの最終利用可能日から、該当する使用期間の最終日までについて計算されます。当該クレジットは、シスコ製品の将来の購入に適用できます。

3.4. アカウントアクセスの保護 お客様は、全てのアカウント情報を最新の状態に維持し、お客様のアカウント情報、パスワード及びその他のログイン認証情報を保護するための合理的な措置を講じ、お客様のアカウントの不正使用若しくはアクセスを知った若しくはその疑いがあるときは、直ちにシスコに通知します。

3.5. サードパーティ製品との使用 お客様がシスコテクノロジーをサードパーティ製品とともに使用する場合、当該使用はお客様の責任となります。お客様は、プライバシーポリシーを含み、サードパーティプロバイダの規約を順守する責任を負います。シスコは、シスコテクノロジーの固有のものではない製品に対するサポートを提供せず、又は継続的な統合サポートを保証しません。

3.6. オープンソースソフトウェア シスコにより所有されていないオープンソースソフトウェアは、www.cisco.com/go/opensourceに掲載される別途のライセンス規約が適用されます。該当するオープンソースソフトウェアライセンスは、該当するシスコテクノロジーの使用権のお客様の行使に実質的又は不利に影響を及ぼしません。

第4条 料金

法律で許可されている範囲において、シスコテクノロジーに対する注文はキャンセルできません。シスコテクノロジーのお客様の使用のための料金は、お客様のアップロードソースとお客様の購入条件に定められます。お客様が、お客様のエンタイトルメントを超えてシスコテクノロジーを使用する場合（「**超過使用**」）、当該超過使用に対して、アップロードソースはお客様に請求することができ、お客様は支払いに同意します。

第5条 秘密情報及びデータの使用

5.1. 秘密保持 知る必要のある自己の従業員、関連会社及び請負業者（「許可された受領者」）を除く、いかなる第三者への秘密情報の開示を防ぐため、受領者は、秘密として保持し、少なくとも合理的な注意を払います。受領者は、（a）自己の許可された受領者が、本EULAに基づく受領者の義務を下回らない厳格な書面による守秘義務の対象となることを確保しなければならず、（b）自己の許可された受領者による本条の違反に対して責任を負います。当該非開示義務は、（i）秘密保持義務を負うことなく受領者が知っている、（ii）受領者の責に帰すべき事由によらず公知の若しくは公知となった、又は（iii）受領者により独自に開示された情報には適用されません。受領者は、規制、法律若しくは裁判所の命令に基づいて要求された場合、受領者が、（法律上可能な限りにおいて）開示者に事前通知を行い、開示者により求められる保護措置に関して、開示者の費用により、合理的な範囲で協力することを条件として、開示者の秘密情報を開示することができます。開示者の合理的な要求があった場合、受領者は、開示者の全ての秘密情報を、返却、削除若しくは破棄しこれを証明します。

5.2. 当社によるデータの使用方法 シスコは、シスコテクノロジーを提供、分析、サポート及び改善するためにデータを取扱い及び使用します。個人データの使用及び保護を規定するシスコのMaster Data Protection Agreementを含み、全ての種類のデータのシスコの取扱い、使用及び保護のさらなる詳細は、[シスコの Security and Trust Center](#)を確認して下さい。

5.3. 通知及び同意 お客様のシスコテクノロジーの使用に必要な範囲において、お客様は、お客様のシスコテクノロジーの使用を通して、個人のデータを収集、取扱い、移転及び保存することに関して、本人に通知し、同意を得ることに責任を負います。

第6条 権利の帰属

書面で合意されている場合を除き、本EULAのいかなる規定も、いかなる知的財産権の移転若しくはライセンスを付与するものではありません。お客様は、お客様のコンテンツの所有権を保持し、シスコは、シスコテクノロジー及びシスココンテンツの所有権を保持します。シスコは、お客様のシスコテクノロジーの使用に関連してお客様が提供するあらゆるフィードバックを、事業運営の一環として使用することができます。

第7条 補償

7.1. 請求 シスコは、お客様のエンタイトルメントに基づくシスコテクノロジーの正当な使用が、第三者の特許、著作権若しくは登録商標を侵害しているというお客様に対する第三者の請求（「IP請求」）を防御します。シスコは、お客様が、（a）IP請求を書面で直ちにシスコに通知、（b）IP請求における防御に際してシスコに全面的に協力、及び（c）IP請求の防御及び和解、並びにその後の上訴を独占的に管理する権利をシスコに付与することを条件として、IP請求から生じる管轄裁判所による終局的な判決若しくは和解についてお客様に補償します。シスコは、IP請求の通知をシスコが受領する前に生じた弁護士報酬及び費用をお客様に補償する義務を負いません。お客様は、お客様自身の費用で、お客様の法的代理人を採用することができます。

7.2. 追加の救済 IP請求が行われ、お客様による使用権の行使が妨げられる場合、シスコは、シスコテクノロジーを引続き使用するための権利をお客様のために入手、又はシスコテクノロジーを少なくとも同等の機能と交換若しくは修正のいずれかを行います。シスコがこれらの選択肢が合理的に実施可能でないと判断した場合にのみ、シスコは、お客様に書面通知を行い、本EULAに基づき付与されたお客様の使用権を終了することができ、残りの未経過の使用期間に対するシスコテクノロジーに対してお客様が支払った料金の案分された部分を返金します。

7.3. 例外 シスコは、（a）お客様若しくはお客様のために第三者が提供するデザイン、仕様若しくは要件の順守、（b）お客様のソフトウェア若しくはクラウドサービスの修正、又は第三者による修正、（c）ソフトウェア若しくはクラウドサービスの使用量若しくは期間、お客様が得た収益、又はお客様が提供した管理されたドキュメント。 #EDM-122989354 最終更新日：2020年11月6日金曜日
シスコの公開情報、EULA.docx

サービス、(d) 非シスコ製品、ソフトウェア若しくはビジネスプロセスとソフトウェア若しくはクラウドサービスとの組合せ、運用若しくは使用、(e) お客様が、シスコにより要求されたソフトウェア若しくはクラウドサービスの修正若しくは交換をしないこと、又は(f) 無料、ベータ若しくは評価ベースで提供されたシスコテクノロジーに基づきいかなるIP請求に関して義務を負いません。

7.4. 本第7条は、お客様に対するIP請求に関するシスコの全ての義務及びお客様の排他的な救済を規定します。

第8条 保証及び表明

8.1. **性能** シスコは、(a) 引渡日から90日間、又はドキュメンテーション若しくはwww.cisco.com/go/warrantyに記載されるより長い期間、ソフトウェアが、ドキュメンテーションに実質的に準拠する、及び(b) 使用期間中、ドキュメンテーション及び製品別規約に従い、クラウドサービスを商業上の合理的な技術及び注意を用いて提供することを保証します。

8.2. **悪意のあるコード** シスコは、悪意のあるコードのないシスコテクノロジーを提供するため商業上の合理的な努力をします。

8.3. **制限** 第8.1条及び第8.2条は、シスコテクノロジー若しくはその使用が許可された機器が、(a) シスコ若しくはその正式な代表者以外により変更された、(b) 異常な物理的状況、事故若しくは過失、又は本EULA若しくはシスコの指示に反するインストール若しくは使用に影響されている、(c) 無料、ベータ若しくは評価ベースとして取得された、(d) シスコブランドの製品若しくはサービスではない、又は(e) アプルーブドソースにより提供されていない場合には適用されません。保証期間中におけるシスコの本第8条の違反の、お客様の直ちの書面によるアプルーブドソースへの通知による、お客様の唯一かつ排他的な救済は、(該当する法律により別段の要求がない限り)、シスコの選択により、(i) 該当するシスコテクノロジーの修理若しくは交換、又は(ii) (a) 不適合のソフトウェアについて支払い済み若しくは支払われるべきライセンス料、又は(b) クラウドサービスが適合しなかった期間に対する支払い済みの料金、該当する場合、サービスレベルアグリーメント/オブジェクトに基づいて支払われた金額は除きます、の返金のいずれかです。

シスコが、ソフトウェアに対する支払い済みのライセンス料を返金する場合、お客様は、該当するソフトウェアの全ての複製物を返却若しくは破棄しなくてはなりません。本条で明示している場合を除き、該当する法律により許容される範囲において、シスコは、商品性、特定目的への適合性若しくは非侵害、又はソフトウェア若しくはクラウドサービスが安全、中断しない若しくはエラーのないものであることに関する保証、条件若しくはその他黙示の規定を含みますがこれに限られない、明示若しくは黙示の、いかなる種類の全ての保証及び条件を明確に否認します。お客様が消費者である場合、お客様は、本条に定める制限をお客様に適用することを禁止する、お客様の居住国の法的権利を有する場合があります。禁止されている場合、これらは適用されません。

第9条 責任

いずれの当事者も、間接的、付随的、懲罰的、特別損害若しくは結果的損害、データの喪失若しくは破壊、事業の中断若しくは喪失、又は収益、利益、信用若しくは予測された売上若しくは経費削減の喪失に対する責任を負いません。本EULAに基づく各当事者の累積責任の上限は、(a) 永久ベースでライセンスされたソフトウェアのみに起因する請求については、シスコにより当該ソフトウェアに関して受領された料金、又は(b) その他の全ての請求については、該当するシスコテクノロジーについてシスコにより受領され、当該責任を生じた最初の事象が発生した直前12ヵ月間分の料金に相当する金額に限定されます。

これらの責任の制限は、(a) お客様が、支払うべき金額の全てを支払わないこと、又は(b) お客様の、第

2.1条（ライセンス及び使用权）、第3.1条（シスコテクノロジー全般）、第3.2条（クラウドサービス）若しくは第12.8条（輸出）の違反に起因する責任には適用しません。本責任の制限は、請求が、保証、契約、不法行為（過失を含みます）、侵害若しくはその他の事由のいずれであるかにかかわらず、いずれかの当事者が当該損害の可能性を知らされていた場合でも適用されます。本EULAのいかなる規定も、該当する法律により制限若しくは排除することができない責任を制限若しくは排除するものではありません。上記の責任の制限は、累積的なもので案件ごとのものではありません。

第10条 終了及び停止

10.1. 停止 シスコは、お客様が、第2.1条（ライセンス及び使用权）、第3.1条（シスコテクノロジー全般）、第3.2条（クラウドサービス）若しくは第12.8条（輸出）に違反した場合、お客様の使用权を直ちに停止することができます。

10.2. 終了 当事者が、本EULAの重大な違反をし、当該違反に関する書面による通知を受領した後30日以内に当該違反を解消しない場合、違反をしていない当事者は、正当な理由により本EULAを終了することができます。シスコは、お客様が、第2.1条（ライセンス及び使用权）、第3.1条（シスコテクノロジー全般）、第3.2条（クラウドサービス）若しくは第12.8条（輸出）に違反した場合、本EULAを直ちに終了することができます。EULAの終了次第、お客様はシスコテクノロジーの使用を中止し、お客様の管理下にあるソフトウェア及び秘密情報のあらゆる複製物を破棄しなくてはなりません。シスコの重大な違反により本EULAが終了された場合、シスコは、お客様若しくはお客様のアップロードソースに、終了日より後の期間における使用权に対してお客様が前払いした料金の案分部分を返金します。お客様の重大な違反に対するシスコの本EULAの終了次第、お客様は、その時点の使用期間が満了するまでの期間の未払い料金をシスコ若しくはアップロードソースに支払います。お客様が、終了後もシスコテクノロジーの使用若しくはシスコテクノロジーへのアクセスを継続する場合、当該継続使用に対して、シスコ若しくはアップロードソースは、請求をお客様に行うことができ、お客様は支払いに同意します。

第11条 検証

使用期間中及びその満了若しくは終了後12ヵ月間、お客様は、本EULAを順守していることを検証するために十分な、お客様のシスコテクノロジーの使用の完全かつ正確な記録（「**検証記録**」）を維持するための合理的な措置を講じます。合理的な事前通知によりかつ12ヵ月間に1回を超えない範囲で、お客様は、シスコの通知から30日以内に、シスコ及びその監査人が、検証記録及び該当する帳簿、システム（シスコ製品若しくはその他の機器を含みます）及びアカウントに、お客様の通常の営業時間内にアクセスすることを許可します。検証プロセスにおいて料金の支払い不足が明らかになった場合、（a）お客様は当該料金を支払い、また（b）結果としてシスコに支払うべき料金が、お客様の使用权に対してお客様が支払った金額を5%を超えて上回る場合、お客様は合理的な監査費用も支払います。

第12条 一般条項

12.1. 存続条項 第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条は、本EULAの終了若しくは満了後も存続します。

12.2. 第三受益者 本EULAは、いかなる第三者に対しても、いかなる権利若しくは法的措置の原因を付与するものではありません。

12.3. 譲渡及び再委託 以下に定める場合を除き、いずれの当事者も、他方当事者の書面による明示的な同意なく、本EULAの全部若しくは一部を、譲渡及び更改することはできません。シスコは、（a）お客様に書面により通知を行うことにより、本EULAの全部若しくは一部を、シスコの関連会社に、又はその事業

の一部の売却若しくは譲渡の一環として、譲渡若しくは更改、及び（b）当該再委託が本EULAに基づくシスコの義務を免除しないことを条件として、ソフトウェア若しくはクラウドサービスに関連する履行を第三者に再委託することができます。

12.4. 米国政府エンドユーザ ソフトウェア、クラウドサービス及びドキュメンテーションは、FAR 12.212及びDFARS 227.7202 に従い、「commercial computer software」及び「commercial computer software documentation」とみなされます。全ての米国政府エンドユーザは、ソフトウェア、クラウドサービス及びドキュメンテーションを、本EULAに定める権利についてのみ取得します。連邦調達規則に矛盾する規定は、米国政府に対して執行不能です。

12.5. シスコパートナーとの取引 お客様がシスコパートナーからシスコテクノロジーを購入する場合、本EULAの条件は、お客様のシスコテクノロジーの使用に適用され、シスコパートナーとのお客様の契約における矛盾する規定に優先します。

12.6. EULAの変更 シスコは、Cisco.com上の本EULAを更新することにより、本EULA若しくはその構成要素を変更することができます。EULAの変更は、修正日以降に取得若しくは更新された全てのエンタイトルメントに適用されます。

12.7. 法令順守 各当事者は、本EULAに基づくそれぞれの義務に適用される全ての法律及び規則を順守します。シスコは、該当する法律及び規則を順守するために、特定の場所におけるシスコテクノロジーの可用性を制限、又は機能を変更若しくは廃止することができます。

現地の法律が、指定された組織が、個々のエンドユーザに関するデータの収集及び法域外へのデータの移転に対する責任を負うことを要求している場所（例、ロシア及び中国）でお客様がシスコテクノロジーを使用する場合、お客様は、お客様が当該法律を順守する責任を負う組織であることを認識します。

12.8. 輸出 シスコのソフトウェア、クラウドサービス、製品、テクノロジー及びサービス（総称して「**シスコ製品**」）には、米国及び現地の輸出管理及び制裁法が適用されます。お客様は、それらの法律の適用性及びお客様の順守を認識し同意します。また、お客様は、シスコがそれらの法律に違反することになる方法で、シスコ製品を、受領、使用、移転、輸出若しくは再輸出しません。さらに、お客様は必要となるライセンス若しくは認証を取得することにも同意します。

12.9. 準拠法及び裁判地 本EULA及びこれに起因する紛争は、抵触法の原則及び国際物品売買契約に関する国際連合条約にかかわらず、お客様の主たる事業地に依りて、以下の該当する準拠法のみ準拠します。以下の該当する裁判地に所在する裁判所が、本EULA若しくはその成立、解釈若しくは執行に起因若しくは関連する紛争の解決に対して専属管轄権を有します。各当事者は、当該裁判所の専属管轄権に同意しこれに服します。以下の準拠法にかかわらず、いずれの当事者も、シスコの知的財産権若しくは財産権の侵害の疑いに関して、適切な管轄裁判所において仮差止による救済を求めることができます。

お客様の主たる事業地	準拠法	司法管轄権及び裁判地
以下に記載されていない地域	米国カリフォルニア州	カリフォルニア州最高裁判所、サンタクララ郡及びカリフォルニア州北部地区米国連邦裁判所
オーストラリア	オーストラリアのニューサウスウェールズ州法	ニューサウスウェールズ州の州裁判所及び連邦裁判所
カナダ	カナダオンタリオ州	オンタリオ州裁判所
中国	中華人民共和国法	香港国際仲裁センター
ヨーロッパ（イタリアを除く）、中東、アフリカ、アジア（日本及	イングランド法	イングランド裁判所

び中国を除く)、オセアニア (オーストラリアを除く)		
イタリア	イタリア法	ミラノ裁判所
日本	日本法	日本の東京地方裁判所
米国、南米若しくはカリブ海諸国	米国カリフォルニア州	カリフォルニア州最高裁判所、サンタクララ郡 及びカリフォルニア州北部地区米国連邦裁判所

お客様が米国に所在する米国の公共機関若しくは行政機関である場合、お客様が所在する第一次管轄地の法律が、本EULA及びこれに起因する紛争に適用されます。米国連邦政府のお客様については、EULAは、アメリカ合衆国の法律に基づき管理及び解釈されます。

12.10.通知 本EULAに基づくシスコによりお客様になされる通知は、電子メール、普通郵便若しくは Cisco.com への掲載により行われます。シスコへの通知は、本EULA、該当する製品別規約若しくは注文書が他の通知手段を明確に許可していない限り、Cisco Systems, Office of General Counsel, 170 Tasman Drive, San Jose, CA 95134に送付されなければなりません。

12.11.不可抗力 支払義務を除き、いずれの当事者も、自己の合理的な管理が及ばない事由若しくは状況による自己の義務の不履行に対して責任を負いません。

12.12.権利放棄の否認 本EULAに基づくいずれかの権利をいずれかの当事者が行使しなかったとしても、その権利を放棄したことにはなりません。

12.13.分離可能性 本EULAのいずれかの規定が執行不能な場合でも、他の規定には影響は及びません。

12.14.完全合意 本EULAは、本EULAの主題に関する両当事者間の完全な合意であり、以前若しくは同時期の全てのコミュニケーション、了解若しくは合意（書面若しくは口頭であるかにかかわらず）に優先します。

12.15.翻訳 シスコは、一部の地域において、本EULAの現地の言語の翻訳を提供する場合があります。お客様は、それらの翻訳が情報提供目的のみに提供されることに同意し、また何らかの不一致が生じた場合は、本EULAの英語版が優先します。

12.16.優先順位 本EULAと本EULAにおいて明示的に参照される製品別規約との間に矛盾が生じた場合、優先順位は (a) 当該製品別規約、(b) 本EULA（製品別規約及びシスコポリシーを除きます）、そして (c) 本EULAにおいて明示的に参照される該当するシスコポリシーです。

第13条 定義

「**関連会社**」とは、直接若しくは間接に、関連する当事者を支配する、関連する当事者により支配される若しくは関連する当事者と共通の支配下にある団体若しくは会社を意味し、「**支配**」とは、(a) 関連する当事者の50%超を所有する、又は (b) 適法な手段（例、支配を認める契約）により関連する当事者の業務を指示することができることを意味します。

「**アップロードソース**」とは、シスコ若しくはシスコパートナーを意味します。

「**オンライズドサードパーティ**」とは、お客様のエンタイトルメントの一部として、お客様のためにシスコテクノロジーにアクセスしシスコテクノロジーを使用することが許可されたお客様のユーザ、お客様の関連会社、お客様のサードパーティサービスプロバイダ及びそれらのそれぞれのユーザを意味します。

「**シスコ**」若しくは「**当社**」とは、Cisco Systems, Inc.若しくはその該当する関連会社を意味します。

「**シスココンテンツ**」とは、(a) お客様のシスコテクノロジーの使用の一環としてシスコによりお客様に提

供されるコンテンツ若しくはデータ、及び (b) お客様の使用に関連してシスコテクノロジーが生成若しくは導出するコンテンツ若しくはデータを意味します。シスココンテンツは、地理及びドメイン情報、ルール、シグネチャ、脅威インテリジェンス、データフィード並びに疑わしいURLのシスコの一覧を含みます。

「**シスコパートナー**」とは、シスコによりシスコテクノロジーの販売を許可された、シスコの認定リセラー、ディストリビューター若しくはシステムインテグレーターを意味します。

「**クラウドサービス**」とは、該当する製品別規約に記載され、シスコがホスティングするsoftware-as-a-service オファリング又はその他のシスコのクラウド対応機能を意味します。クラウドサービスは該当するドキュメンテーションを含み、ソフトウェアも含む場合があります。

「**秘密情報**」とは、本EULAに関連して受領当事者（「**受領者**」）により取得された、開示当事者（「**開示者**」）の非公開の専有情報で、(a) 秘密である旨が明確に表示された、若しくは口頭により開示される場合は、内容が要約された書面が14日以内に受領者に提供され、秘密である旨が表示された、又は (b) 書面若しくは口頭により開示されたかにかかわらず、その性質上、秘密であることが合理的に推測されるべき情報を意味します。

「**引渡日**」とは、お客様のエンタイトルメントにおいて合意された日、又は日付が合意されていない場合は、(a) ソフトウェア若しくはクラウドサービスの使用権が個別に付与される場合は、(i) ソフトウェアについては、ソフトウェアがダウンロード若しくはインストール可能になった日、又はソフトウェアを含む有形メディアをシスコが出荷した日のいずれか早い日、及び (ii) クラウドサービスについては、クラウドサービスがお客様の使用のため提供された日、又は (b) ソフトウェア及びクラウドサービスの使用権が合わせて付与される場合は、ソフトウェアのダウンロードが可能になった日若しくはクラウドサービスがお客様の使用のため提供された日のいずれか早い日を意味します。

「**ドキュメンテーション**」とは、該当するシスコテクノロジーの機能及び性能を明記した、シスコにより公式に発行された技術仕様書及び使用資料を意味します。

「**エンタイトルメント**」とは、お客様が、個別の取得若しくはシスコ購入プログラムへの参加によりアプルーブドソースから取得することを確約した、シスコテクノロジーの具体的な測定基準、期間及び数量を意味します。

「**悪意のあるコード**」とは、シスコテクノロジーにより意図されたもの（例えば、いくつかのシスコのセキュリティ製品の一部として）とは別に、ネットワーク、システム、ソフトウェア若しくはクラウドサービスの通常の動作の無効化若しくは妨害、又はこれらへの不正アクセスを可能にするよう設計若しくは意図されたコードを意味します。

「**製品別規約**」とは www.cisco.com/go/softwareterms に掲載され、お客様が取得するシスコテクノロジーに適用される追加の製品関連規約を意味します。

「**ソフトウェア**」とは、アップグレード、ファームウェア及び該当するドキュメンテーションを含み、シスコのコンピュータプログラムを意味します。

「**アップグレード**」とは、ソフトウェアに対する全てのアップデート、アップグレード、バグフィックス、エラーの是正、拡張及びその他の修正を意味します。

「**使用期間**」とは、引渡日から開始し、エンタイトルメントの満了若しくは終了するまで継続する期間を意味し、この期間お客様は、該当するシスコテクノロジーを使用する権利を有します。

「**ユーザ**」とは、お客様のエンタイトルメントの一環として、お客様のためにシスコテクノロジーにアクセスし、シスコテクノロジーを使用することが許可された個人（請負業者又は従業員を含みます）を意味します。

「**お客様**」とは、シスコテクノロジーを購入する個人若しくは法人を意味します。